

令和6年度版 家庭ごみの分け方・出し方

お休みにして
 ・祝祭日も収集しています。(ただし日曜日、1月1日～1月3日はお休みです。)
 ・**暴風警報発令時**は収集を中止しますので、ごみを出さないでください。
 ・**暴風警報発令が予想される場合**もごみを出さないでください。ただし、午前8:30までに警報が解除された場合は 収集しますので午前9時までにごみを出してください。

お問い合わせ先	
家庭ごみについて	衛生施設課 ☎(0980)75-5339
道路上の犬猫死骸(市道)	道路建設課 ☎(0980)73-5634
不法投棄について	環境保全課 ☎(0980)79-5283



家庭ごみの出し方四原則

1 きまったゴミ 2 きまった日時 3 自宅の前に 4 きまった数量

分別して決められた方法で 夜から出さず、指定日の朝**8:30**までに 塵芥車が通れる場所は戸別収集 **45ℓ**以下の袋で**3**袋まで

燃やせるごみ

指定袋

- 生ごみ ※生ごみは水をよく切りましょう。
- プラスチック製品/レジ袋 アルミホイル/CD/DVDなど
- ランドセル/カバン ゴム製品/革製品
- 毛布・カーテン 衣類 ※指定袋に入るもの。
- 板きれ・角材 ※指定袋に入るもの。 ※釘は抜く。
- 犬・猫の死骸

指定袋(有料)で出して下さい (スーパー、コンビニ等でお買い求め下さい。)

曜日	燃やせるごみ
曜日	資源ごみ
曜日	袋に入れない
曜日	粗大ごみ
曜日	有害ごみ
曜日	剪定枝葉

透明袋

袋に入れない

粗大ごみ処理券

有害ごみ

剪定枝葉

●飲料缶/缶詰/スプレー缶/ビンのキャップ
 ミルク缶/お菓子缶など
 ※スプレー缶は、使い切って空にして出す。

●ピン類 ※割れた物は新聞紙等で包み、危険ごみ

●金物 金属製品/コード/針金/ハンガー/一斗缶/ペン缶
 ※傘の布、ビニールは、燃やせるごみ
 ※一斗缶、ペン缶の中は綺麗にして出す

●危険ごみ 割れた鏡/板ガラス/刃物類など ●陶磁器類
 ※割れた蛍光灯・電球は、有害ごみ

●乾電池 ●ライター ●電子タバコ
 ※ボタン電池、充電式電池は発火するおそれがあるので収集できません

●ペットボトル ※ラベル、キャップは燃やせるごみへ ※汚れがひどいものは、リサイクルができないので燃やせるごみへ

●食用油・天ぷら油 など ※ペットボトルに入れて「食用油」と書いて出して下さい。危険 ガソリン・灯油 エンジンオイル等は出さないで!!

●新聞紙・チラシ ●段ボール ●本・雑誌 (お菓子・ティッシュの箱など) ●牛乳パックなど

●蛍光灯・割れ蛍光灯 (長いタイプはヒモでしばって、丸いタイプ・割れたものは透明袋に入れてください)
 ●電球・割れ電球 ※蛍光灯・割れ蛍光灯・電球・割れ電球は専門業者でリサイクルされます。

カレンダーの見方

1日がある週が第1週になります。

	日	月	火	水	木	金	土
第1週→	25	26	27	28	29	30	1
第2週→	2	3	4	5	6	7	8
第3週→	9	10	11	12	13	14	15
第4週→	16	17	18	19	20	21	22
第5週→	23	24	25	26	27	28	29
第6週→	30	31	1	2	3	4	5

●第1,3,5週 ●カン
 ●第2,4,6週 ●金物 ●ピン ●危険

雨の日はできるだけ出さないでください

※段ボールは、テープ・ホッチキス(金属)を取って出す。
 ※牛乳パックなどは、水ですすいで開いて乾かして出す。
 ※紙ひもで縛ってください。
 ※種類別に分けてください。

粗大ごみ

粗大ごみ処理券

有害ごみ

剪定枝葉

粗大ごみ処理券を貼って下さい (スーパー、コンビニ等でお買い求め下さい。)

一度に出せる粗大ごみは3個まで

粗大ごみ処理券 **大200円** 目安として10kg以上のもの

粗大ごみ処理券 **小100円** 目安として10kg未満のもの

●机/テーブル/ソファ
 ペットマット/自転車(大人用)
 ゴルフセット/タンス
 カーペット/畳など

●自転車(子ども用)/ヘビーカー/物干し竿/ブラインド/釣り竿/鍋類/ゴルフクラブ
 鉄アレイ/DVDプレイヤー/電子レンジ/時計/掃除機/傘/炊飯器/アイロン/電気ストーブ
 キーボード/家庭用プリンター/スピーカー/フライパン
 金属製おもちゃなど
 ※電池は抜き取ってください
 ※布団/キャリーバック
 ※指定袋に入らないもの

45ℓの袋に入り10kg未満であればまとめて可

●枝 ※長さ1m直径15cm以下 ※土をはらう ※鉄線ではしばらない 5束まで

●草・葉 ※他のものは入れないで下さい。 3袋まで

集合住宅の収集はしません。詳しくは、管理者へお問い合わせください。自己搬入する場合は、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 宮古島市 資源リサイクルセンター ☎(0980)76-4777

クリーンセンターで処分できないごみ 専門の処理業者が購入したお店に依頼してください。

適正処理困難廃棄物

●タイヤ・バッテリー ●ピアノ ●オートバイ ●ポタン電池
 ●充電式電池 ●消火器 ●化学薬品 ●タンク ●ガスボンベ
 ●フロンガスを含む製品 ●除湿器(冷媒使用)
 ・ボート・浄化槽・看板・自動車・火薬類・ペンキ類・オイル・劇薬
 ・農業・業務用コピー機プリンター・長さ120cm超の蛍光灯など

リサイクル家電 (エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)
 商品を購入した販売店に処理を依頼してください。 問い合わせ先 環境保全課 ☎(0980)79-5283

パソコンリサイクル 家庭系パソコンの処理方法は各メーカーにお問い合わせください。
 パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

事業系ごみ

●事業系から出たごみ(事業系ごみ)は家庭ごみとして出すことはできません。

事業所とは、会社、店舗、事務所、営業所等だけでなく、学校、官公署などの公共サービス等や非営利の各種団体、個人事業主体も含む、事業活動を行うことにより発生したごみ

事業活動を行うすべての業態をいいます。事業系ごみは、事業者が自らクリーンセンターに搬入するか、宮古島市の一般廃棄物処理業許可業者と契約し、適正に処理してください。(有料) [根拠法令] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条

令和6年度変更点 ・フライパンの収集は金物の日から粗大ごみの日へ変更となりました。